公示第１８６号

名古屋港における船舶と陸地との間の交通場所並びに貨物の積卸場所の指定についての一部改正について

関税法（昭和２９年法第６１号）第２４条第１項の規定により、「名古屋港における船舶と陸地との間の交通場所並びに貨物の積卸場所の指定について」（昭和３５年公示第８４号）の一部を下記のとおり改正し、同法施行令（昭和２９年政令第１５０号）第２２条第１項の規定により公告する。

令和８年１０月２８日

名古屋税関長　杉山　真

記

名古屋港における船舶と陸地との間の交通場所並びに貨物の積卸場所の指定についての一部を次のように改正する。

別紙「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改める。

附　則

この公示は、令和８年１１月１日から施行する。

名古屋港における船舶と陸地との間の交通場所並びに貨物の積卸場所の指定について（昭和35年7月14日付公示第84号）　新旧対照表

（下線部分は改正部分）

改　正　後

1．本邦と外国との間を往来する船舶と陸地との間の交通場所

外国往来船	交通経由場所
[(1)～(35)　略]	
(36)潮見ふ頭ＢＨ及びＢＨ２の日清オイリオグループ桟橋にけい留する船舶	[略]
[(37)～(49)　略]	

2．貨物の積卸場所

場所の名称	所　在　地	備　　考
[(1)～(13)　略]		
(14)潮見ふ頭 Ｂ６宝石油、Ｂ８サンラックス油槽所、ＢＥセントラルタンクターミナル、ＢＧ兼松油槽、ＢＨ及びＢＨ２日清オイリオグループ、ＢＩ、ＢＫ伊藤忠、ＢＬ、ＢＷ丸中興産及びＱ３上組の各桟橋	[略]	
[(15)～(24)　略]		

改　正　前

1．本邦と外国との間を往来する船舶と陸地との間の交通場所

外国往来船	交通経由場所
[(1)～(35)　同左]	
(36)潮見ふ頭ＢＨ及びＢＨ２のリノール油脂桟橋にけい留する船舶	[同左]
[(37)～(49)　同左]	

2．貨物の積卸場所

場所の名称	所　在　地	備　　考
[(1)～(13)　同左]		
(14)潮見ふ頭 Ｂ６宝石油、Ｂ８サンラックス油槽所、ＢＥセントラルタンクターミナル、ＢＧ兼松油槽、ＢＨ及びＢＨ２リノール油脂、ＢＩ、ＢＫ伊藤忠、ＢＬ、ＢＷ丸中興産及びＱ３上組の各桟橋	[同左]	
[(15)～(24)　同左]		